

行政組織の新設改廃状況報告書

令和 7 年 1 月 24 日から

同年 7 月 31 日まで

令和 7 年 8 月

第218回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和7年1月24日から同年7月31日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第86号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務のうち、法令全書の印刷に関する事務を削除した。

（令和7年4月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第386号））

- (2) 内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち、公益社団法人及び公益財団法人に関する事務を政策統括官の職務に移行した。

また、大臣官房の所掌事務の特例のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第1章第4節の規定による特例民法法人の通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行に関する事務を政策統括官の職務に移行した。

（令和7年4月1日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第89号））

- (3) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）の施行に伴い、独立公文書管理監の職務に、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第4条第1項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて行う行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、行政機関の長（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。）による同法第3条第1項の規定による指定及び同法第4条第7項の規定による解除並びに当該指定を受けた情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に係る事務を追加する等所要の規定整備を行った。

（令和7年5月16日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第192号））

- (4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）の一部の施行に伴い、男女共同参画局の所掌事務の特例として行われる女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事務の存続期限を令和 18 年 3 月 31 日まで延長した。

（令和 7 年 6 月 11 日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 208 号））

- (5) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号）の一部の施行に伴い、政策統括官 1 人（充て職）を設置した。

また、政策統括官の職務に、重要電子計算機（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に対する特定不正行為（同条第 4 項に規定するものをいう。以下同じ。）による被害の防止のための基本的な政策に関する事務及び同法に基づく重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（令和 7 年 7 月 1 日）

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 226 号））

2 金融庁

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 32 号）の施行に伴い、企画市場局の所掌事務に、投資運用関係業務受託業者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事務を追加した。

また、監督局の所掌事務に、投資運用関係業務受託業者の監督に関する事務を追加した。

また、総合政策局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和 7 年 5 月 1 日）

（金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 101 号））

3 こども家庭庁

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の一部の施行に伴い、成育局の所掌事務のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務（同法第 69 条第 1 項の規定による拠出金の徴収に関する事務を除く。）を、同法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事務（同項（第 1 号に係る部分に限る。）の

規定による拠出金の徴収に関する事務を除く。)に改め、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関する事務(同項の規定による拠出金の徴収に関する事務を除く。)を、子ども・子育て支援特別会計(育児休業等給付勘定に係る部分を除く。)の経理に関する事務に改めた。

また、同局の所掌事務に、子ども・子育て支援特別会計(育児休業等給付勘定に係る部分を除く。)に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務を追加した。

(令和7年4月1日)

(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第140号))

Ⅱ 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

- (1) 半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号）及び山村振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第11号）の施行に伴い、自治行政局の所掌事務の特例として行われる振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務及び半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和17年3月31日まで延長した。

（令和7年3月31日）

（総務省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第114号））

- (2) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の一部の施行に伴い、自治行政局の所掌事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理に関する事務を追加した。

（令和7年4月1日）

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和7年政令第6号））

2 法務省

法務省の所掌事務の的確な遂行を図るため、札幌矯正管区の名称を北海道矯正管区に、仙台矯正管区の名称を東北矯正管区に、東京矯正管区の名称を関東矯正管区に、名古屋矯正管区の名称を中部矯正管区に、大阪矯正管区の名称を近畿矯正管区に、広島矯正管区の名称を中国矯正管区に、高松矯正管区の名称を四国矯正管区に、福岡矯正管区の名称を九州矯正管区に改めた。

（令和7年4月1日）

（法務省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第59号））

3 外務省

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和7年法律第21号）の施行に伴い、国際協力局の所掌事務のうち、政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事務を、政府開発援助のうち有償資金協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関する事務に改

めた。

(令和 7 年 4 月 17 日)

(外務省組織令の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第178号))

4 文部科学省

文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、科学技術・学術政策局の所掌事務に、特定重要技術（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第43号）第61条に規定する特定重要技術をいう。）に関する研究開発その他の我が国及び国民の安全の確保のために必要な研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関する事務を追加した。

(令和 7 年 4 月 1 日)

(文部科学省組織令の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第90号))

5 厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、職業安定局の所掌事務に、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の経理に関する事務及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務を追加した。

また、年金局の所掌事務のうち、子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関する事務を、同法第69条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による拠出金の徴収に関する事務に改め、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあつては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る。）の経理に関する事務を、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）の経理に関する事務に改め、年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務を、年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務に改めた。

また、年金局の所掌事務の特例について所要の規定整備を行った。

(令和 7 年 4 月 1 日)

(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (令和 7 年政令第140号))

- (2) 国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第46号）の施行に伴い、健康・生活衛生局及び同局感染症対策部の所掌事務に、国立健康危機管理研究機構の組織及び運営一般に関する事務を追加した。

また、国立研究開発法人審議会の所掌事務に、国立健康危機管理研究機構法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を追加するとともに、同審議会の名称を国立研究開発法人等審議会に改めた。

また、国立感染症研究所を廃止した。

(令和7年4月1日)

(国立健康危機管理研究機構法施行令(令和6年政令第266号))

- (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(令和7年法律第18号)の施行に伴い、援護審査会の所掌事務に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和7年4月1日)

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第143号))

6 農林水産省

半島振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、農村振興局の所掌事務の特例として行われる半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限を令和17年3月31日まで延長した。

(令和7年3月31日)

(農林水産省組織令の一部を改正する政令(令和7年政令第116号))

7 経済産業省

経済産業省の所掌事務の的確な遂行を図るため、貿易経済安全保障局の所掌事務に、経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)に基づく特定秘密の保護並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務の総括に関する事務を追加した。

(令和7年7月1日)

(経済産業省組織令の一部を改正する政令(令和7年政令第230号))

8 国土交通省

- (1) 半島振興法の一部を改正する法律及び山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴い、国土政策局の所掌事務の特例として行われる振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務及び半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務の存続期限並びに国土審議会山村振興対策分科会の存続期間を令和17年3月31日まで延長した。

(令和7年3月31日)

(国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令(令和7年政令第117号))

- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)の施行に伴い、物流・自動車局の所掌事

務のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事務（港湾局の所掌に属するものを除く。）を、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和7年4月1日）

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第21号））

- (3) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）の施行に伴い、海事局の所掌事務に、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関する事務を追加した。

（令和7年6月26日）

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成31年政令第11号））

- (4) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行に伴い、海事局の所掌事務の特例のうち、同法附則第5条及び第6条の規定による有害物質一覧表に関する事務を削除した。

（令和7年6月26日）

（国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第216号））

- (5) 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合政策局の所掌事務に、自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関する事務を追加した。また、物流・自動車局の所掌事務について所要の規定整備を行った。また、不動産・建設経済局次長1人を廃止した。

（令和7年7月1日）

（国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第216号））

9 防衛省

- (1) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁調達管理部の所掌事務のうち、装備品等の標準化の促進に関する事務を同庁装備政策部に移行した。

（令和7年4月1日）

（防衛省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第151号））

- (2) 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）の施行に伴い、地方協力局の所掌事務のうち、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12

条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する事務を、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する事務に改めた。

（令和7年7月22日）

（日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和7年政令第261号））